

三好ジオパーク構想パンフレット制作業務の委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領に定める「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務の委託に係る公募型プロポーザル」（以下、「本プロポーザル」という。）は、三好ジオパーク構想を広く周知、紹介するためのパンフレットを製作することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

三好ジオパーク構想パンフレット制作業務（以下「本業務」という）

(2) 業務内容

本業務の詳細については別紙1「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和2年3月22日まで（予定）

(4) 委託限度額

1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加者の資格要件

参加者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人であって公告日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 三好市暴力団等排除措置要綱（平成23年3月28日告示第19号）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (3) 三好市建設業者等指名停止等措置要綱（平成28年5月31日告示第38号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）を完納していること。
- (8) 本業務の遂行にあたり十分な能力を有する人員をもって本業務を担当できること。
- (9) 三好市での打ち合わせ等の出席に支障がなく、緊密な連絡調整が可能であること。

4. 本プロポーザルの実施方針等

(1) 選定方法

受託候補者の選定方法は、以下の要領による。

ア 参加資格審査

応募申込書等の提出書類（５－(1)－ア）（以下「応募申込書等」という。）に基づき、本実施要領に定める参加資格要件を満たしているか審査を行い、参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書等の提出を要請する旨を、参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由をそれぞれ記載した、参加資格審査結果をファクシミリ又はメールで通知する。

イ 提案書等の審査

(ア) 審査機関

受託候補者の選定にかかる審査は、庁内の設置する「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。
なお、選定委員会の委員は別紙２のとおりとする。

(イ) 審査基準

審査基準については、別紙３「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」に定めるとおりとする。

(ウ) 審査要領

参加資格審査の通過者に提出を求める提案書等の提出書類（５－(2)－ア）（以下「提案書等」という。）等の内容に基づきプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し、評点の合計の高さに応じ順位付けを行う。ただし、評点の合計が配点合計の 70%に満たない者は、当該順位付けに参入しない。

ウ 審査における留意事項

(ア) 応募者が 1 者である場合であっても受託候補者の受託能力を測るため、審査要領により審査を実施する。

(イ) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 審査結果の確定及び通知等

ア 審査結果の確定

(ア) 提案書等の審査（４－(1)－イ－(ウ)）により確定した順位の最上位の者に本業務の契約交渉権を与える。ただし、この者が失格し又は契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。（以後受託者が決定するまで同様）

(イ) 提案書等の審査の結果、評点の合計が同点となった場合は、選定委員会で審議のうえ順位を決定する。

(ウ) 参加申込者が 1 者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

イ 審査結果の通知

(ア) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、応募者全員に通知するとともに審査通過者の名称ほかその概要を三好市ウェブサイトで公表する。

(イ) 提案書等の審査の結果通知

提案書等の審査の結果については、提案書等の審査参加者それぞれに通知するとともにその概要を三好市ウェブサイトで公表する。

(3) プレゼンテーション等の概要

提案書等の審査のために実施するプレゼンテーション等の概要は次のとおりとする。

ア 提案書等の内容について、パワーポイント等を用いたプレゼンテーションを 10 分程

度行い、その後選定委員会によるヒアリングを5分程度行う。

イ プレゼンテーションに用いる資料は、提出した提案書等の内容に即して作成しなければならない。

ウ プレゼンテーション等には原則として様式3に記載する本業務を統括する責任者(予定)の出席を要する。ただし、参加できる者は、3名までとする。

エ プレゼンテーション等の詳細については、審査参加者決定後、該当者に速やかに連絡する。

(4) 主なスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は次のとおりとする。

令和元年12月27日(金)	プロポーザル開始の公告
令和元年12月27日(金)～令和2年2月7日(金)	質問書の受付期間
令和元年12月27日(金)～令和2年1月27日(月)	応募申込書等の受付期間
令和2年1月31日(金)	参加資格審査結果の通知
令和2年1月31日(金)～令和2年2月14日(金)	提案書等の受付期間
令和2年2月中旬	プレゼンテーション等の実施
令和2年2月下旬	提案書等の審査結果通知
令和2年2月下旬	契約締結

(5) 失格要件

応募者の行為が次のいずれかに該当する場合は、即時失格又は調査により失格となる場合がある。失格となった場合、当事者にその旨を通知するとともに、審査前・審査中にある場合は審査から除外し、審査後から本業務の契約締結までの間にある場合は、受託候補者となる権利を喪失する。

ア 本実施要領に定める参加資格要件を備えていないことが判明した場合

イ 2以上の応募を行った場合

ウ 本プロポーザル期間中において、本プロポーザルの主催者、選定委員会委員または担当職員に直接または間接に接触し、自身の優位になるよう働きかけを行った場合

エ 本実施要領に定める手続、手順、期限等を遵守しない場合

オ 応募申込書等、提案書等その他提出を要する書類(以下「提出図書」という。)が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

カ 提出図書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

キ 提出図書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

ク 提出図書に虚偽の内容が記載されている場合

ケ 他者の提出図書を盗用した疑いがあると認められる場合

コ その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があると認められる場合

(6) 費用負担

提出図書の作成、プレゼンテーション等の実施ほか、本プロポーザルに関して応募者が要した費用は応募者の負担とする。

5. 提出図書の作成、提出及び質問書

(1) 応募申込書等の作成及び提出

応募申込書等の作成及び提出要領は次のとおりとする。

ア 提出書類

次に掲げる書類一式を提出すること。

- (ア) 応募申込書（様式 1）
- (イ) 会社概要書（様式 2）ほか「(ア) 応募申込書（様式 1）」に指定する添付書類
- (ウ) 業務実績調書（様式 3）
- (エ) 本業務を統括する責任者（予定）の業務実績調書（様式 4）
- (オ) 業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制等を具体的に記載した業務実施体制（任意様式）

イ 提出要領

(ア) 提出部数

1 部

※提出書類を(ア)～(オ)の順に並べ、左上をクリップ止めとする。

(イ) 提出方法

持参又は郵送、宅配便等により担当課へ提出すること。持参の場合は、提出受付期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）に持参すること。郵送、宅配便等で提出の場合、提出受付期間最終日の午後 5 時必着とし、表に「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務の委託に係る公募型プロポーザル応募申込書在中」と朱書きで明記すること。

(ウ) 提出先（担当課）

三好市産業観光部 まるごと三好 観光戦略課
〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2145-1
電話 0883-72-7620
FAX 0883-76-0203
Eメール kankou@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

(エ) 提出受付期間

令和元年 12 月 27 日（金）～令和 2 年 1 月 27 日（月）

(2) 提案書等の作成及び提出

提案書等の作成及び提出要領は次のとおりとする。

ア 提出書類

次に掲げる書類一式を提出すること。

- (ア) 提案書提出届（様式 5）
- (イ) 企画提案書（任意様式）
- (ウ) 業務スケジュール（様式 6）
- (エ) 価格提案書（様式 7）
- (オ) 使用用紙見本

イ 提出要領

(ア) 提出部数

7 部（正本 1 部、写し 6 部）

※提出書類を(ア)～(エ)の順に並べ、左上をクリップ止めとする。

※提案書等は PDF データでも提出すること。

(イ) 提出方法

応募申込書等の提出方法（5-(1)-イ-(イ)）に準ずる。ただし、郵送、宅配便等で提出の場合、表に「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務の委託に係る公募型プロポーザル提案書在中」と朱書きで明記すること。

(ウ) 提出先

応募申込書等の提出先（5-(1)-イ-(ウ)）に同じ。

(エ) 提出受付期間

令和2年1月31日(金)～令和2年2月14日(金)

ウ 企画提案書の作成方法について

企画提案書(5-(2)-ア-(イ))は、次の点に留意して作成すること。

(ア) 記載すべき内容

別紙1「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務委託仕様書」に基づき、次の各項目について、項目順に記載すること。

項目	内容等
基本事項	事業の全体像及び実施方針
	過去の実績の説明
デザイン性	表紙のデザイン案
その他	増刷の際の価格 上記項目以外に、専門的な立場から本市にとって有益な提案

(イ) 作成上の留意点

①原則A4版(片面印刷)で作成する。ただし図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えない。

(3) 質問書の提出及び質問に対する回答方法

本プロポーザルに関する質問については、以下の要領により受付、回答を行う。なお、質問内容は、本実施要領ほか市提示資料に関する事項、提出図書の作成・提出に関する事項並びに審査方法等に関する事項とする。

ア 提出要領

(ア) 提出方法

「質問書(様式8)」に必要事項を記入の上、電子メールに添付して提出すること。

(イ) 提出先

応募申込書等の提出先(5-(1)-イ-(ウ))に同じ

(ウ) 提出受付期間

令和元年12月27日(金)～令和2年2月7日(金)

(土・日・祝日を除く、8時30分～17時の間に到着するよう送付すること。)

イ 質問に対する回答方法

受け付け後、速やかに三好市ウェブサイトにおいて回答する。

(4) 留意事項

ア 提出図書等の変更の制限

提出図書の提出後においては、提出図書に記載された内容の変更は認めない。

イ 提出の確認について

本プロポーザルにおける全ての提出物については、提出後電話にて到着確認を行うこと。

ウ 辞退について

応募申込書等の提出以降の辞退については、担当課まで電話にて連絡の上、「辞退届(様式9)」を提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

6. その他

(1) 契約等に関する事項

- ア 契約方法は随意契約とする。
 - イ 委託料は、受託候補者が提出した価格提案書を基準とするが、詳細な見積書を別に提出し、受託候補者及び三好市の合意の基にこれを決定するものとする。ただし、その額は委託限度額（２－(4)）で示した金額以内とする。
 - ウ 受託候補者が、本プロポーザル終了後に失格要件（４－(5)）に該当すると認められた場合、又は三好市と受託候補者による本業務の契約締結交渉が不調となった場合は、次順位の者から順に契約交渉を行う。
 - エ 選定された提案書に沿って実施するものとするが、よりよい内容とするため、三好市から提案を行うことがある。この場合、市からの提案を尊重し、市との合意のもと進めることとする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
- 手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。
- (3) 提出図書の取り扱い
- ア 提出図書の返却は行わない。
 - イ 提出図書の著作権は応募者に帰属する。
 - ウ 主催者は、本プロポーザルの選定結果の公表や出版、その他主催者が執務上必要とする場合にのみ、提出図書の一部又は全部を使用できるものとする。

以上

三好ジオパーク構想パンフレット制作業務
業務委託仕様書

1. 業務名

三好ジオパーク構想パンフレット制作業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

三好ジオパーク構想を広く周知、紹介するためのパンフレットを作成する。その際に使用する地図データベースについては本業務のパンフレット作成以外にも、以後制作を予定している看板、WEB サイト等の各種媒体への使用も考慮したものとすること。

3. 履行期限

契約締結の日から令和 2 年 3 月 22 日までとする。

ただし、地図データベースについては制作の関係上、データベース入手次第速やかに納品することとする。

4. 業務内容

(1) 三好ジオパーク構想パンフレットの作成

発注者とともに三好ジオパーク構想のパンフレットを作成する。ジオサイト等の写真、紹介文、及び基本デザインについては発注者より貸与を行う。受託者は発注者と打ち合わせをしながらデザイン編集等を行い、パンフレット制作をすること。パンフレットの規格については次表の通り。

サイズ	ページ数	印刷色	製本方法	紙質	数量
A4	20 ページ (表紙、裏表紙含む)	カラー	中綴じ製本	コート紙 90kg 相当	3,000 部以上

また、パンフレット作成の際に使用する地図データベースについては発注者が指定するものとする。

ア 三好ジオパーク構想地図データベースについて

地図データについては北海道地図株式会社の地図データを受託者自身が購入し、使用することとする。当社の選定理由は、①ジオパークに長年関わってきた実績があること、②地形の起伏や特徴を表す技術が特に優れていることがあげられる。

発注者の想定している地図データ規格については次の通りである。

(ア) 地図データベースを作成するため、下表に記載された種類のデータを製作の上、

Adobe Illustrator 上でレイヤ分けして重ね合せすること。レイヤ構成やファイル構成については協議の上、使用しやすい形とすること。

データ種類	仕様	範囲	形式
Adobe Illustrator 用ベクトル地図データ	縮尺（地図情報レベル）1/25,000	三好市を包括する範囲	AI 形式
GISMAP Texture（景観表現画像データ）	GISMAP Texture 夏 Ver.	三好市を包括する範囲	画像形式
陰影画像データ	数値標高モデル 10mを元に作成	三好市を包括する範囲	画像形式

(イ) 地図データベース範囲については、三好を包括する範囲（2次メッシュコード左下503355から右上513410まで）とする。当該範囲の各種データを製作し、それぞれをAI形式や画像形式でAdobe Illustrator上にて重ね合わせた地図データベースを作成する。

(ウ) ジオサイト等のデータ取得作業については、発注者より貸与する原稿に基づき取得する。

作成した地図データベースは以下①～④の条件を満たすこととする。

- ① 骨格となる地図データについては、国土地理院発行の最新地形図を基に作成された1/25,000レベルのデジタル地図データを元に取得すること。なお、使用する地図データは年1回以上の更新を行っており且つ、国土地理院の長の承認を得ていること。
- ② 道路情報については、一般財団法人日本デジタル道路地図協会（DRM）のデジタル道路地図データベースと同等以上のデータを使用すること。
- ③ 景観表現画像データについては、植生・土地利用・季節・天候・日照に応じた地表面を表現するテクスチャを作成し、陰影・立体地形表現ラスターデータと重ね合わせることで、疑似的な景観表現を行うこと。また、分類については次項の内容にて分類すること。

植生	田、畑・牧草地、桑畑、茶畑、果樹園、その他樹木畑、広葉樹林、針葉樹林、やし科等樹林、荒れ地、竹林、はいまつ地、しの地、混交樹林、ほか
施設	木に囲まれた居住地、交通施設、行政施設、公共施設、教育施設、自衛隊、市街地、公園、スキー場、牧場、ほか
地形	砂地、干潟、湿地、河原、河川、水涯地（湖・沼・池）、ほか
山岳地	尾根、頂部斜面、山腹、断崖、谷、ほか

- ④ 陰影画像については、国土地理院発行の最新地形図を基に作成された1/25,000の等高線データより10mメッシュ標高データ（DEM）を生成し、この標高データの解析により立体地形モデル画像を作成すること。なお讃岐山脈と四国山地の標

高差及び地域内にある扇状地、河成段丘、断層崖等について明瞭に判別するようデータ調整すること。

5. 成果品

次に掲げる成果品を納品すること。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 地図データベース | データ一式 |
| (2) パンフレットデータ | 電子データ一式 |
| (3) パンフレット完成品 | 3,000部以上 |

6. 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

7. 支払方法

支払いは、委託業務完了後、受託者の請求書に基づき一括払いとする。
また、協議の上、部分払をすることもできる。

8. その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して本市の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて市と協議のうえ定めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (5) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、三好市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写または漏洩をしてはならない。
- (6) 受託業者は、本業務により納品される成果品の作成にあたり、第三者の権利を尊重するとともに、第三者の権利を侵害しないよう細心の注意を払うものとする。
- (7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

担当：徳島県 三好市役所 産業観光部 まるごと三好 観光戦略課
TEL 0883-72-7620

三好ジオパーク構想パンフレット制作業務受託者選定委員

「三好ジオパーク構想パンフレット制作業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に規定する選定委員会委員は、次の職にある者をもってあてる。ただし、ここに挙げた選定委員に事故のあった場合は代理をあてることができる。

副市長

三好市政策監

三好市総務部長

三好市企画財政部長

三好市産業観光部長

三好ジオパーク構想パンフレット制作業務の委託に係る
公募型プロポーザル審査基準

1 参加資格審査

応募申込書等の記載内容に関し、資格審査を行う。

2 提案書等の審査

参加資格審査を通過した者について、提案書等の記載内容に関し、以下の表に掲げる評価項目により審査を行う。

	評価項目	評価基準	配点
(1)	事業者の評価	本業務を実施するにあたり十分な実績を有しているか	20
(2)		業務実施体制は十分なものか	10
(3)	企画提案の内容	業務スケジュールは適切か	10
(4)		観光客や見る人にとって見やすいデザインとなっているか	20
(5)		目的や内容、条件の理解度が高く、的確な提案内容であるか	20
(6)		パンフレット制作に伴う独自の提案があるか	20
	合計		100